

平成24年10月25日
医薬食品局食品安全部
<担当・内線>
監視安全課
道野・竹内・松井(2495・4242・4244)
企画情報課
林(2448)
<代表・直通電話>
03-5253-1111(代表)
03-3595-2337(監視安全課直通)
03-3595-2326(企画情報課直通)

報道関係者各位

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限の設定について

(原子力災害対策本部長指示)

本日、原子力災害対策本部は、昨日までの検査結果から、宮城県、岩手県、福島県及び栃木県に対し、以下について出荷制限を指示しました。

- (1)宮城県沖の一部で漁獲されたスズキ
- (2)福島県須賀川市(すかがわし)旧西袋村(にしふくむら)で産出された平成24年産米
- (3)栃木県佐野市(さのし)で産出された原木ナメコ(露地において栽培されたものに限る。)

1 宮城県に対し、宮城県沖(※)の一部で漁獲されたスズキについて、本日、出荷制限が指示されました。

(1)本日付けの原子力災害対策本部から宮城県への指示は別添1のとおりです。

(2)宮城県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添2のとおりです。

※最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域で囲まれた海域

2 岩手県に対し、岩手県沖(※1、※2)の一部で漁獲されたスズキについて、本日、出荷制限が指示されました。

(1)本日付けの原子力災害対策本部から岩手県への指示は別添3のとおりです。

(2)岩手県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添4のとおりです。

※1最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域

※2宮城県沖のうち、岩手県の陸地の一部に接する海域が含まれるため、岩手県に対しても指示。

3 福島県に対し、福島県須賀川市(すかがわし)旧西袋村(にしふくむら)で産出された平成24年産米について、本日、出荷制限が指示されました。

(1)本日付けの原子力災害対策本部から福島県への指示は別添5のとおりです。

(2)福島県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添6のとおりです。

注)福島県では、現在、当該地域における全量全袋検査などによる米の管理計画を作成中であり、適切な計画が提出され次第、出荷制限の一部を解除する方針

4 栃木県に対し、栃木県佐野市(さのし)で産出された原木ナメコについて、本日、出荷制限が指示されました。

(1)本日付けの原子力災害対策本部から栃木県への指示は別添7のとおりです。

(2)栃木県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添8のとおりです。

5 なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

【参考1】原子力災害対策特別措置法 一抄一

(原子力災害対策本部長の権限)

第20条 (略)

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3～10 (略)

【参考2】「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部：最終改正平成24年7月12日)

- [\(別添2\)\(PDF:55KB\)](#)
- [\(別添3\)\(PDF:92KB\)](#)
- [\(別添4\)\(PDF:58KB\)](#)
- [\(別添5\)\(PDF:139KB\)](#)
- [\(別添6\)\(PDF:90KB\)](#)
- [\(別添7\)\(PDF:96KB\)](#)
- [\(別添8\)\(PDF:61KB\)](#)
- [\(参考資料\)\(PDF:285KB\)](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5263-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.